

# 日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区跡地利活用に係る検討業務 委託仕様書

## 1 本業務の目的

本業務は、日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区跡地について、未来に希望を持てる利活用を実現し、地域経済の活性化と雇用創出を図るため、広島県が提供する土地等の基礎情報を元に、対象地の特長と課題を明らかにするとともに、今後成長が見込まれる産業やニーズ等について調査を行い、日本製鉄株式会社に提案・協議するための具体的な跡地利活用策の案を得ることを目的とする。

## 2 業務名

日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区跡地利活用に係る検討業務

## 3 対象地

日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区跡地（約 130ha）

## 4 業務内容

### (1) 報告書の作成

調査・検討項目	内 容
① 対象地の特長と課題	○ 公開情報、受託者が独自に入手する情報及び広島県が提供する対象地の基礎情報を元に、次の業務を行う ・ 対象地の特長の整理・検証 ・ 課題の整理・分析 ・ 課題解決策又は解決の方向性の提案 ・ 利活用に向けて留意すべき事項及び関係法令等の確認 ※ その他、これらの業務に付帯して必要となる事項を含む
② 今後成長が見込まれる産業やニーズの調査	○ 成長産業やニーズ等の整理・分析（成長が見込まれる理由・条件等） ○ 大規模な工場跡地利活用に係る類似事例の収集・分析 ○ 想定需要者に対するヒアリング調査の実施 ※ その他、これらの業務に付帯して必要となる事項を含む
③ 日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区跡地に係る利活用提案	○ ①・②を総合的に考慮し、具体的な跡地利活用策の案を作成する（関係者協議における検討材料とするため、比較検討可能な形で複数の利活用策の案を提案すること） ※ 国内外のニーズ、投資規模、採算性、成長性、雇用効果、他地域との競争などに加え、国が推進する政策との関連性、周辺地域（呉市内を想定）の既存産業との親和性や期待できる相乗効果、利活用策の案の実現に向けての跡地所有者のインセンティブ等の観点も含めて検討の上、提案すること ※ 利活用提案に関して留意すべき事項及び関係法令等を示すこと

### (2) 関係者協議における報告書ドラフト及び最終案に関する説明（説明用資料の作成及びその他付帯業務を含む）

## 5 委託期間

契約締結日から令和6年12月13日（金）まで

## 6 業務スケジュール

令和6年4月上旬	業務委託契約締結
5月中旬	報告書に係る作成方針提出・説明、修正指示等
9月末	報告書最終案提出・説明
10月～	(修正指示等対応)
12月上旬	報告書提出

## 7 報告書

- (1) 報告書 6部
- (2) 報告書（概要版） 6部
- (3) 電子データ 3部  
電子データは、Microsoft Office で閲覧可能なものとし、編集可能な形式のデータにより、ウイルス対策を実施した上で、CD又はDVD等に格納の上、提出すること。

## 8 留意事項

- (1) 業務の実施に伴い知り得た県及び関係者の情報を、第三者に漏らさないこと。
- (2) 県は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- (4) 委託業務の再委託は、原則として禁止する。やむを得ず委託業務の一部を再委託する必要がある場合は、以下の点を明確にして、予め県の承諾を得ること。
  - ① 再委託する業務の範囲
  - ② 再委託する合理性及び必要性
  - ③ 再委託先の業務履行能力
  - ④ 再委託業務の運営管理方法
- (5) 報告書の著作権は、広島県及び呉市に帰属するものとする。